

はしがき

本書は、2019年6月に刊行した『多様化する家族と法Ⅰ―個人の尊重から考える』の続編である。前著は、主として個人および個人の横の関係（パートナーとの関係）を対象とした。横の関係は、大人同士が自己の意思、希望に基づいて親密な関係性を構築するものであり、双方の合意を基礎とする。したがって、個人としての自立や対等なパートナーシップの視点で論ずることができた。

これに対して、本書は、個人の縦の関係（親と子）を対象とする。赤ちゃんから大人になるまでの子どもの育ちを支え、加齢や障がいにより判断能力や身体能力などの衰えた人の生活を支える関係である。支える側と支えられる側の合意に基づく関係ではないし、自立や平等といった言葉が及びにくい領域<sup>〔注〕</sup>であるかもしれない。しかし、個人の自立および横の關係の多様化、対等性は、縦の關係にも影響を与える。そもそもいかなる関係であれ、人間の尊厳として自立、自由、対等、意思などの理念を体現すべきである。本書はこうした視点で縦の関係を論じる。

第1章は、未成年の子どもの問題を取り上げる。タイトルは、「子どもの育ちを支える」である。子どもは権利の主体であり、保護の客体ではない。親や社会は子どもを守るのではなく、子ども自身の育つ権利を保障し、子どもの育ちを支える義務がある、という思いを込めた。

1から4では、親の別居・離婚に際して、子と別居親との交流を保障することが子の育ちにとって重

要であること、子の利益を確保するためにも、日本の離婚の87%を占める協議離婚制度の改革が必要であること、子を権利の主体として捉え、親権者の指定、変更、面会交流などに関して、子は自己の意見を表明し、その意思が尊重されること、その前提として子への情報提供が必要であること、子は父母の養育を受ける権利を有することから、離婚後も父母が子の養育に責任を持つ制度を導入する必要があることなど論じる。5から8では、子の成育環境の確保に関して、児童虐待における児童の保護と親権の規制のあり方、血縁上の父を法律上の父とする機会を子に保障する制度、社会生活を円滑に営む上で重要な戸籍への登録を出生の時点で保障する制度、親や家族の利益よりも子の利益を優先する養子制度への展望を論じる。

第2章は、高齢者の問題と相続に関する問題を取り上げる。タイトルは、「家族を支える」である。生・育・老・病・死という局面において、人は自立的な存在者としてのみ生きていくわけではなく、生の自立は他者の生への依存を前提とする。<sup>注2</sup>この依存を家族や親密な関係だけで担うと、共倒れや虐待等を引き起こすおそれがある。家族と社会が連携して分担、協力する視点が必要である。

1〜3では、介護保険制度と成年後見制度を、高齢者の介護や財産の管理、見守りに直面する家族を支える制度として位置づけ、その課題を論じるとともに、家族介護を支えるには、認知症の高齢者の起こした事故の法的責任を社会が担う仕組みが必要であることを論じる。4〜5では、高齢者が遺言に託す思いを活かすために必要なこと、骨肉の争いになることもある遺産分割について、被相続人と相続人

の関係性を尊重した分割の可能性を論じる。高齢者の財産形成や介護などに貢献した相続人により多くの財産を承継させることは、家族による貢献を支えることであり、相続人間の実質的な平等につながるように思う。

本書も前著と同じく、雑誌『時の法令』2016年4月30日号から2018年3月30日号まで24回の連載を基にしている。連載終了から2年以上経過しているので、この間の変化を補足し、連載では取り上げる機会がなかった児童虐待や子の養育費の問題も加筆した。

今回も、出版の労をお取りいただいた朝陽会、連載原稿を並べ替え、読みやすい内容、表現の工夫など多大なご協力をいただいた雅粒社みなさんに、心から感謝の意を表します。

(注1) 金井淑子「新たな親密圏と女性の身体の居場所」『岩波 新・哲学講義6 共に生きる』(岩波書店、1998)73ページ。

(注2) 齋藤純一編『親密圏のポリティクス』(ナカニシヤ出版、2003)まえがきviiページ参照。

2020年6月23日

二宮 周平

## 目次

### 第1章 子どもの育ちを支える

- 1 別居・離婚後の親子の交流  
——子の利益のために 1
- 2 子の意思の尊重と子への情報提供 16
- 3 「無法地帯」の協議離婚  
——世界で一番簡単に離婚できる日本 28
- 4 子の視点から親権を考える 41
- 5 児童虐待と親権の規制 53
- 6 子の父は誰か  
——嫡出否認権を妻と子に 67
- 7 戸籍のない人  
——法制度の問題と地方自治体の取り組み 79
- 8 子どものための養子  
——内密出産、節税養子、特別養子 90

### 第2章 家族を支える

- 1 高齢者の世話  
——家族介護と社会的介護の協働へ 103
  - 2 成年後見制度  
——財産管理から見守りへ 115
  - 3 認知症高齢者の起こした事故の  
法的な責任者は誰なのか 128
  - 4 高齢者が作成した遺言の効力  
——遺言能力と遺言の方式 141
  - 5 遺産分割が目指すものは  
——相続人間の公平 153
- 付『多様化する家族と法Ⅰ』補遺 166